

舟中(船)清野社

此の如く記す

一、前野社に於て文料にハ、前野社に於て、
二、前野社に於て、
二十三、前野社に於て、

一、前野社に於て、
二、前野社に於て、
三、前野社に於て、
四、前野社に於て、
五、前野社に於て、
六、前野社に於て、
七、前野社に於て、
八、前野社に於て、
九、前野社に於て、
十、前野社に於て、

別記 舟中書

- 一、仕込金に就ては左の如く定行せよ
大船六〇円、中船五五円、小船五〇円として仕込期日は毎月
一日、十日、二十日の三回とせよ
- 二、倉差金は金貳拾圓せと臨時仕込とて貸與せよ
- 三、不時災害に際しては其の並りたる揚言を船主側より取扱せよ
- 四、不幸の場合舟中多時者に限り金三十圓也賜ふ事也、亦後
の場合は金貳拾圓也貸與せよ
- 五、公傷の場合舟中治療費は船主側に於て全額を担し仕込金の外に
手當金として一〇〇円を以て貸與せよ
- 六、本橋小若間を扱廻する場合は定期仕込期日の二ヶ前に仕込せよ
- 七、船主を以て仕込金目下於て代名を以て仕込金に充てたる場合は舟中